愛知県個人情報保護審議会答申の概要

答申第 212 号 (諮問第 211 号)

件名: 裏面の行政文書の不開示決定に関する件

1 開示請求

令和3年6月22日

2 原処分

令和3年7月1日(不開示決定)

愛知県警察本部長(以下「処分庁」という。)は、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報(以下「本件請求対象保有個人情報」という。)の自己情報開示請求について、民法(明治29年法律第89号)第1条第3項に該当し、開示請求のあった保有個人情報の全てが過去に請求者からの請求により複数回開示決定がなされていること等から、当該請求は開示されることとなる保有個人情報の閲覧又は写しの交付を受けることを目的になされたものではなく、権利の濫用と判断されるため、不開示とした。

3 審査請求

令和3年9月7日 原処分の取り消しを求める。

4 諮問

令和3年10月25日

5 答申

令和6年1月30日

6 審議会の結論

処分庁が、本件請求対象保有個人情報の自己情報開示請求について、不開示としたことは妥当である。

- 7 審議会の判断
 - (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県個人情報保護条例(平成16年愛知県条例第66号。以下「条例」という。)は、第1条に規定されているとおり、実施機関の保有する個人情報の開示を請求する個人の権利を明らかにし、もって県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審議会は、自己に関する保有個人情報の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び処分庁のそれぞれの主張を踏まえ、以下判断するものである。

(2) 権利濫用について

ア 権利濫用の法理について

条例には、開示請求が権利の濫用に当たる場合に当該請求を拒否しうる旨の明 文の規定は置かれていないが、一般法理である権利の濫用の法理の適用を否定す るべき理由は見当たらないことから、権利の濫用に該当する開示請求に対しては、 権利の濫用の法理を適用して不開示決定をすることができる。

もっとも、条例が、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としていること(条例第1条)に照らすと、当該開示請求が権利の濫用に当たるとの判断は慎重であることを要し、開示請求の目的や態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、県民一般の被る不利益等を勘案し、当該開示請求が社会通念上相当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別的事情に即して判断することが必要であるというべきである(名古屋高裁平成25年10月30日判決)。

処分庁は、本件開示請求が権利濫用に該当することを理由に不開示決定を行っていることから、以上のような見地に立って、本件開示請求が権利濫用に当たるか否かについて検討する。

イ 権利濫用該当性について

(ア) 開示請求の内容及び目的や熊様について

本件開示請求は、別記の文書に記載された保有個人情報の開示を求めるものである。

当審議会において請求内容を確認したところ、開示請求書の裏面には、過去の審査請求において処分庁が弁明書の別紙として作成した文書の一覧が添付されており、その文書の数は全部で26件、処分庁によれば、その枚数は565枚とのことである。

当審議会において処分庁から説明を聴取したところ、審査請求人は、処分庁に提出した質問書の回答や申し出た苦情・要望等に係る処理経過及び結果がわかる文書についての開示請求を繰り返し行っており、別記の文書は、審査請求人が行った過去の開示請求に対して複数回、開示決定等を行ったものと同じものであって、これまでに決定した文書の枚数を累積すると 3,500 枚を超えるとのことである。

また、審査請求人は、平成25年から令和3年にかけて77件の自己情報開示請求を行っており、そのうち本件保有個人情報が含まれる開示請求は16件あるところ、審査請求人が開示請求書に記載した開示請求の内容に応じて平均約6回、多いものでは9回の開示決定等がなされているとのことである。

さらに、審査請求人は、別記の文書について、これまで重複、反復して開示 請求を行っていることから、開示の実施後には閲覧に供した文書を廃棄し、開 示請求の都度、不開示情報の精査及びマスキング作業をするという通常の対応 をすれば膨大な時間と費用が必要となり、処分庁の円滑な業務遂行に著しい支障が生じることとなるため、別記の文書については、本件開示請求日時点において、審査請求人から開示の実施の申し入れがあれば B 警察署において閲覧できる状態で保管するという特例的な対応を行っており、審査請求人に対して、新たに開示請求をせずとも閲覧し、その写しの交付を受けることができる旨を事前に説明していたとのことである。

当審議会において処分庁から提出された審査請求人への対応状況に関する記録、審査請求人に係る過去の開示請求書及び処分庁が審査請求人に発出した補正を求める通知の内容を確認したところ、これらの処分庁の主張は是認できるものである。

本件保有個人情報が大量であり、過去の開示請求と重複、反復するものであること、また、審査請求人は、新たに開示請求をせずとも閲覧し、写しの交付を受けることができることを知っていたにもかかわらず、あえて開示請求を行っていることからすれば、本件開示請求は、真に保有個人情報の開示を受けるためではなく、条例の定める開示請求制度の本来の趣旨、目的とは異なる意図によって行われたことがうかがわれ、本件開示請求が真摯なものであったということはできない。

(イ) 業務への支障及び県民一般の被る不利益について

当審議会において確認したところ、審査請求人は本件開示請求の他にも自身が処分庁に提出した質問書の回答や申し出た苦情・要望等に係る処理経過及び結果がわかる文書などについて多数の開示請求や審査請求を行っており、また、処分庁によれば、例えば、本件開示請求がなされた令和3年6月22日においては、別件の開示請求の開示の実施と本件開示請求の受付のために午前9時頃から午後1時45分頃まで5時間近く費やしているとのことであり、審査請求人による開示請求の内容、頻度等に鑑みれば、開示請求者への対応に多大な時間と経費を要しているとの処分庁の主張は是認できるものである。

前記(ア)において述べたとおり、処分庁は、本来は行う必要のない特例的な対応をせざるを得なくなるなど、開示請求者への対応に多大な時間と経費を要しており、本件開示請求は、処分庁に著しい負担を生じさせ、その業務遂行に支障を及ぼすものと認められる。

また、その結果として、業務の受益者たる県民一般は、受益の機会が相当程度遅れる可能性があることは否定できない。

(ウ) このような開示請求の目的や態様、開示請求に応じた場合の処分庁の業務への支障、県民一般の被る不利益等を勘案すると、個人情報の開示を請求する権利が最大限尊重されるとしても、本件開示請求については、条例の定める保有個人情報の開示請求制度の趣旨から乖離し、社会通念上相当と認められる範囲

を逸脱するものであることから、権利の濫用に該当する。

- (3) 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。
- (4) まとめ 以上により、「6 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

ひょう はし	
文書 1	警察安全相談等・苦情取扱票(平成25年3月22日受理に係るもの)
文書 2	起案文書の写し(平成25年3月13日起案に係るもの)
文書 3	警察安全相談等・苦情取扱票(平成26年4月20日受理に係るもの)
文書 4	警察安全相談等・苦情取扱票(平成27年3月23日受理に係るもの)
文書 5	警察安全相談等・苦情取扱票(平成27年4月27日受理に係るもの)
文書 6	警察安全相談等・苦情取扱票(平成27年8月25日受理に係るもの)
文書 7	収受票(平成 26 年 12 月 25 日収受に係るもの)
文書 8	起案文書(平成27年1月19日起案に係るもの)
文書 9	収受票(平成 27 年 4 月 16 日収受に係るもの)
文書 10	起案文書(平成27年7月1日起案に係るもの)
文書 11	収受票(平成27年4月30日収受に係るもの)
文書 12	起案文書(平成27年8月3日起案に係るもの)
文書 13	収受票(平成27年9月10日収受に係るもの)
文書 14	起案文書(平成27年9月25日起案に係るもの)
文書 15	収受票 (平成 27 年 10 月 26 日収受に係るもの)
文書 16	起案文書(平成27年12月3日起案に係るもの)
文書 17	収受票(平成28年9月26日収受に係るもの)
文書 18	起案文書(平成28年10月28日起案に係るもの)
文書 19	収受票(平成29年9月22日収受に係るもの)
文書 20	起案文書(平成24年6月22日起案に係るもの)
文書 21	収受票(平成24年7月12日収受に係るもの)
文書 22	起案文書(平成24年7月19日起案に係るもの)
文書 23	電話受(発)信用紙(平成24年11月5日受信に係る件名「公安委員会宛苦情の追加申出」のもの)
文書 24	起案文書(平成24年12月27日起案に係るもの)
文書 25	警察安全相談等・苦情取扱票(平成24年6月15日受理に係るもの)
文書 26	起案文書(平成29年3月1日起案に係るもの)
-	

請求日現在 B警察署警務課で保管のもの